

## 船舶事故調査報告書

令和元年7月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成31年1月31日 09時40分ごろ
発生場所	福島県いわき市 <sup>ひさのほま</sup> 久之浜港 久之浜港南防波堤灯台から真方位306° 180m付近 (概位 北緯37° 08.8′ 東経141° 00.3′)
事故の概要	砂利運搬船 <sup>ほうせい</sup> 第八十八鳳生丸は、出港中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成31年3月7日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利運搬船 第八十八鳳生丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	142113、鳳生汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	左舷ビルジキールに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮夕 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、船長が単独で出港操船に当たって久之浜港の岸壁を離岸し、防波堤出入口に向け、約5ノットの対地速力で南南東進した後、船長が、防波堤（A）の南端を左舷側に見て左舵40°を取りながら左転中、左舵を中央に戻す時機が遅れ、防波堤（A）の南端付近に接近し、浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約3.6m、船尾4.8mであった。</p> <p>船長は、久之浜港の入出港経験が豊富であった。</p> <p>海図W1415（久之浜港）によれば、防波堤（A）の南端付近には、水深約3mの浅所があった。</p>
分析	本船は、出港中、船長が、大きな舵角（左舵40°）を取って左転したことから、舵を中央に戻す時機が遅れ、防波堤（A）の南端付近に接近し、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、出港中、船長が、大きな舵角（左舵40°）を取って左転したため、舵を中央に戻す時機が遅れ、防波堤（A）の南端付近に接近し、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防波堤突端付近で大きく転針する場合は、数回に分けて転針すること。</li> </ul>